

カロリーアンサー通信

株式会社ジョイ・ワールド・パシフィック営業本部 東京営業所

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-15-1

タカコービル 7階

○TEL 03-6667-0525 ○FAX 03-5614-2812 ○ <http://www.j-world.co.jp/>

責任編集者：小田桐 英夫 携帯 090-2027-0396



表示に関するお問合せにつきまして

カロリーアンサーユーザー 各位殿

株式会社 ジョイ・ワールド・パシフィック

2015.06



梅雨の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、消費者庁での「食品表示法」の改訂により、ユーザーの皆様にあつきましては、「栄養成分表示」以外にも「原材料名」・「添加物」・「アレルギー」等の表示に対してのレイアウトや構成に大変苦慮されている事と思っております。そこで、「栄養成分表示」に対し、数社のユーザー様より「カロリーアンサーの測定値に対する『保証及び文書担保』を頂きたい」とのご要望がございました。

弊社の見解とする測定値の根拠は、日本食品標準成分表の既知データをベースとし「合理的な推定方法に基づき」計算を行っています。一般書籍及び日本食品標準成分表やデータベースに無い物は、サンプル品分析値に照合させた近赤外線分光法の検量線を用いた「計算値」と案内させていただいており6月発行の「カロリーアンサー通信」でもお知らせした「食品表示に関するパンフレットの事業者向け」内にもお示ししております。（下記三項目）

Q3. 事業者において適宜設定いただいて差し支えありません。

Q4. 「推定値」・「この表示値は目安です」の文言を含む表示。

Q9. 上記の表記により許容範囲内である必要はありません。

この様に、理化学分析により栄養成分表示をされた食品であっても、材料や製造時の状態により、分析値との違いがあると推測されますので、「推定値」・「この表示値は目安です」との文言を表示することによって表示としてご利用いただける事になっています。ただし、表示の根拠となる資料は、ユーザー様にて、いつでも閲覧できますように大切に保管・管理を行ってください。（ガイドライン4項）また、表示に対しては、分析値や計算値であれ、「表示する側の責任」（製造・販売側）となりますので、ご注意下さい。このことから、ご要望の文書発行に当たらないと判断いたします。

従来通り、測定方法に対するご質問や、測定するモードに対してのご質問を承っております。また、「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」に関する内容や消費者庁の動向・情報等を引き続きご連絡させていただきます。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。